＜離婚後の紛争調整調停を申し立てる方へ＞

１　概要

離婚した夫婦間において，離婚後の生活に必要な衣類その他の荷物の引渡しを求める場合や，前の夫が復縁をせまって前の妻の住居を訪問することから紛争が生じている場合など，離婚後の紛争について当事者間の話合いがまとまらない場合や話合いができない場合には，家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

なお，簡易裁判所の調停，地方裁判所の訴訟なども利用することができます。簡易裁判所などを利用される場合は，簡易裁判所などで事前に相談してください。

２　申立人

・離婚した元夫
・離婚した元妻

３　申立先

相手方の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

・　**相手方の住所地が徳島県内の場合の申立先は，次のとおりです。**

（相手方の住所地）	（申立先）
徳島市，小松島市，阿波市，鳴門市，吉野川市，名東郡板野郡，勝浦郡，名西郡	徳島家庭裁判所
阿南市，那賀郡	徳島家庭裁判所阿南支部
海部郡	徳島家庭裁判所牟岐出張所
美馬市，美馬郡	徳島家庭裁判所美馬支部
三好市，三好郡	徳島家庭裁判所池田出張所

４　申立てに必要な費用

⑴　収入印紙１２００円
⑵　郵便切手 100 円×2 枚，84 円×8 枚，20 円×2 枚，10 円×5 枚，1 円×10 枚
（合計 972 円分）
（郵便切手については，必要に応じて追加で納付をお願いすることがあります。）

※　収入印紙と郵便切手は，当裁判所内では販売しておりませんので郵便局などで購入してください。

５　申立てに必要な書類

⑴　申立書とその写し各１通
①　申立書の写しは，原則として相手方に送付することになります。
②　申立書は，裁判所用，相手方用，申立人（あなた）用として３通（相手方用及び申立人用は裁判所用のものをコピーしたものでも可）作成し，そのうち２通を提出してください。
③　相手方にあなたの連絡先（住所や電話番号等）を知られたくない場合は，申立書の住所欄に「非開示」と記載してください。
⑵　①連絡先等の届出書
②進行に関する照会回答書

６　調停手続で必要な資料

調停では，必要に応じて，自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください（以下は資料の参考例です。）。

７　資料の提出方法，資料の閲覧・謄写（コピー）について

⑴　裁判所に提出する資料に他方当事者及び裁判所にも知られたくない情報が部分的にある場合は，

該当部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所や勤務先等）を隠した上でコピーしたものを提出してください。

※　原本にマジック等で黒塗りすると，後で原本が必要になった場合に利用できなくなりますので注意してください。また一度提出された資料は返却できませんので注意してください。

⑵　裁判所に提出する資料について，他方当事者にその全部又は一部の情報の非開示を希望する場合は，別添の「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し，その申出書の次に当該資料を付けてホッチキスで止めるなど一体として提出してください。（相手方にあなたの連絡先（住所や電話番号等）を知られたくない場合は，５⑵①の「連絡先等の届出書」には，必ず「非開示の希望に関する申出書」を添付してください。）。

⑶　裁判所に提出された資料等については，非開示の希望が出されている資料も含め，他方当事者は，閲覧・謄写（コピー）の申請をすることができます。この申請に対しては，裁判官が，円滑な話合いを妨げないか等の事情を考慮して，許可するかどうかを判断します。非開示希望が出されても，場合によっては閲覧・謄写の対象となることがあります。

非開示を希望する資料の提出方法イメージについて

上記⑴の場合

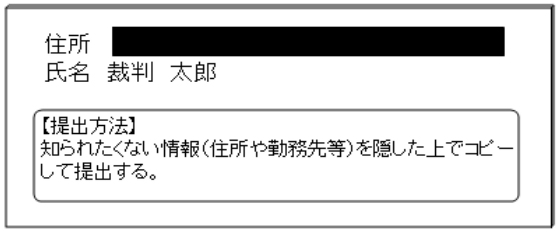

上記⑵の場合

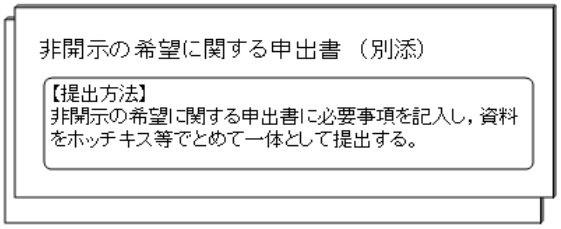

８　調停の進め方について

調停は平日に行われます。１回あたりの時間はおおむね２～３時間程度です。調停では，それぞれ別々の待合室でお待ちいただき，交互又は同時に調停室に入ってもらって，調停委員が中立の立場で，それぞれのお話をお聞きしながら話合いを進めていくことになります。